

平成 2 9 年度 第 6 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 8 月 1 7 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成29年 8月17日(木) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成29年 8月17日(木) 午後2時48分

4. 出席農業委員(18名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	9番	北 上 稔 君
10番	國 分 弘 志 君	11番	甲 田 稔 君
12番	豊 川 洋 人 君	13番	小 川 正 孝 君
14番	新屋敷 より子 君	15番	杉 山 秀 明 君
16番	中 野 均 君	17番	米 田 一 典 君
18番	山 崎 誠 一 君	19番	力 石 堅太郎 君

5. 欠席農業委員(1名)

8番 中野渡 稔 君

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

旧十和田湖町	白 山 雄治郎 君	旧十和田湖町	中屋敷 鉄 男 君
三本木	関 川 明 君	三本木	山 端 敏 行 君
四 和	根 岸 始 君	深 持	下久保 トキ子 君
切 田	若 沢 弘 幸 君	切 田	中川原 彰 造 君
大深内	工 藤 武 彦 君	大深内	立 崎 和 寿 君
伝法寺	小笠原 秋 彦 君	東 部	山 端 至 誠 君
六日町	竹ヶ原 竹 夫 君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

藤 坂 松 田 賢 志 君

8. 会議に付した案件

報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第24号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第25号	農地の転用事実に関する照会について
報告第26号	農用地利用配分計画の認可について
議案第42号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第43号	競売買受適格者の証明について
議案第44号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第45号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第46号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第47号	十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

9. 議事録署名委員

3番 外 山 康 仁 君

4番 小笠原 和 男 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	力 石 浩 暢
事務局 主任主査	山 崎 和 也	事務局 主任主査	野 月 明 久
事務局 主 査	中 村 俊 文	事務局 主 事	江 渡 俊 裕

11. 書 記

事務局 主 査 中 村 俊 文

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は8番 中野渡 稔 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年8月7日告示招集いたしました平成29年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 外山 康仁 委員、4番 小笠原 和男 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 中村 俊文 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第22号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は2件で、全て合意解約によるものです。15番はあつせんを希望しており、今後借受人をあつせんしたいと思っております。16番は40ページ37番で転用申請があります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）3ページをお願いします。報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページから5ページになります。今回は9件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。40番は一部宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。41番から43番は自ら耕作するものです。5ページになります。44番は一部貸借中で、その他は自ら耕作するものです。45番は自ら耕作するものです。46番は一部農協と受委託中で、その他は農地として管理するものです。47番は転用予定です。48番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）6ページをお願いします。報告第24号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。7ページです。農地法第3条の許可書1件の交付がありました。十和田市における公売に係るもので、許可については、56番は平成29年7月14日開催の第4回総会、議案第22号で承認を得ており、許可書は7月31日に交付しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第25号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）8ページをお願いします。報告第25号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。9ページをお願いします。今回の照会件数は2件4筆で、現地調査は8月7日に実施し、法務局への回答は8月8日に行っております。13番の①から③は同一場所で、旧十和田湖町川代集落から有備集落方面に約4キロメートル進んだ道路の南側です。申請地は樹高15メートル以上の杉林となっており、非農地と回答しました。14番は国道4号池ノ平交差点を南方に約600メートル進んだ所であります。申請地には昭和52年に建築された農作業小屋がはみ出して建っていることから非農地と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）10ページをお願いします。報告第26号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は平成28年度第12回総会議案第75号、及び平成29年度第1回総会議案第3号、及び平成29年度第2回総会議案第10号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年6月30日と7月19日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。11ページから21ページまで賃借権の設定です。合計で37件156筆、426,379平方メートルです。22ページお願いいたします。次に使用貸借による権利が22ページから25ページまでです。合計で15件51筆、103,262.40平方メートルであります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、小笠原委員、野崎委員の3名です。8月7日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）26ページをお願いします。議案第42号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は14件で、うち所有権移転が11件、賃借権設定が3件です。まず所有権移転ですが、申請のあった11件のうち、申請番号57番から64番は相手方要望による売買です。申請番号65番から67番は贈与で、66番は親から子へ、65番と67番はそれぞれ知人へ贈与するものです。次に賃貸借についてですが、29ページの52番と53番は労力不足による貸借で、54番は相手方要望による貸借です。なお、28ページの申請番号63番と64番の譲受人が同一人ですが、新規就農となるため営農計画書を基に聴き取りを実施しました。年度半ばでの申請であるため、営農は来年度から実施するものですが、聴き取りの結果、問題ありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）所有権移転の57番から67番及び賃借権の52番から54番は農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議 長（力石堅太郎君） 6 番、竹浦委員。

委 員（竹浦寿広君） 6 3 番の件で、先ほど北上委員が説明していましたが、____
_____さん。6 3 番 6 4 番とありますけれども、6 3 番の長漕____、これ
は台帳も現況と田とありますけれども、両方とも田ですか。

農地係長（越田守君）農地係長の越田です。現地確認を事務局及び8月7日の委員の現地
確認で、確認していただきましたが、土等を、前回見たときにはなかったですが、
それを入れまして耕作できる状況となっておりますので、田という認定で現況
みております。以上でございます。

議 長（力石堅太郎君）竹浦委員よろしいですか。

議 長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

議 長（力石堅太郎君） 1 7 番、米田委員。

委 員（米田一典君） 5 7 番 5 8 番の_____さんの件です。_____さんの件に
ついて改良区からの意見書はどういうふうになっておりますか。

議 長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

（ 申請書類確認 ）

再開 午後2時18分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を開きます。

農地係長（越田守君）米田委員からのご質問にお答えいたします。申請番号の57番58
番の買受人の申請につきまして、改良区からの意見書を付けているかという問い
合わせでしたが、改良区からの意見書は申請には添付させておりません。また今
までもこういう形につきましては、特段改良区からの意見書を求めておりません
ので、今回も添付を必要としておりませんでした。以上でございます。

委 員（米田一典君）ここで本人のことをあまり言うのはなんですが、たしかこの井
戸頭、後野は稲生改良区の土地ですよ。間違いないですか。

農地係長（越田守君）お答えいたします。土地改良区がどこかとの問い合わせですが、稲

生川土地改良区の区域となっております。以上です。

委員（米田一典君）たしか委員会では債務なり滞納なり、滞納がある土地だとするとあつせんはしない、これが原則ですよ。そのへんのところを改良区さんとお話合いましたんですか。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

（ 滞納等について説明 ）

再開 午後2時24分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を開きます。

事務局長（佐々木勇悦君）米田委員の質問にお答えいたします。買主が負債が付いているというのを了解で購入するというので、聴取調査のときに本人に確認しております。

委員（米田一典君）今、改良区の部分だけ聞きました。まあ、たぶん農協も共済組合もそういう形で想定されます。今確認しましたとのいうことですので、本人から確認したとのことです。後で問題があったときには会長の責任において処理することを付帯として申し上げておきます。

議長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第42号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 30ページお願いいたします。議案第43号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件でございます。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。31ページお願いいたします。今回証明願いのあった農地は青森地方裁判所八戸支部からの照会で平成27年9月11日に農地と回答しております。平成27年9月24日開催の平成27年度第6回総会、報告第26号で報告したものでございます。競売の公告は平成29年6月29日、入札日時は平成29年8月24日から8月31日、開札日時は平成29年9月6日、売却決定日時は平成29年9月13日、特別売却実施期間は平成29年9月7日から9月8日となっております。なお、申請者は経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議 長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第43号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 32ページをお願いします。議案第44号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君） 農用地利用調整会議の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いいたします。

報告委員（小笠原和男君） それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に關す

る報告をいたします。8月7日午後に、北上委員、野崎委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の2件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。今月のあっせん対象2件のうち申請番号8番は労力不足による売買で、申請番号9番は負債整理を目的に売買するものです。これらの農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を8月7日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小笠原委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）34ページの賃借権でありますけれども、1番は期間満了による再設定でございます。今回申請のあった所有権移転2件及び賃借権1件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）17番、米田委員。

委員（米田一典君）賃借権について、事務局にお尋ねします。1番ですね、再設定ということですが、34年まで。賃借権の最長期間は民法では何年ですか。たぶん農地法にもかかかっておりますけれども、ちなみに農地法は何年ですか。

農地係長（越田守君）お答えいたします。民法による最長の期間は何年かということですが、20年間となっております。農地法につきましては、期間の設定は特段ないかと思っておりますが、詳しく正確に調べておりませんので、違っておりましたら調べまして訂正して回答させていただきたいと思っております。20年間、民法の規定に則ってやっていることを理解しております。以上でございます。

委員（米田一典君）実はなんで聞いたかと言いますと、中間管理機構の関係でですね、10年、10年と再設定すると思っておりますけれども、たしか27年でしたか、法律改正になりましたよね。先ほど20年、それは民法、その通りです。20年ですと、これからの営農に差し障りがあるということで、たしか法律が改正になったときに、この倍、50年だったかな、たしかそういうふうに変ったと思っておりますので、そのへんのところになりますと、私どもが仮に借りたときに世代が変わっていったときに事務局として間違いがないように指導してもらえれば非常に

助かるなと思ったから聞いてみました。年数についても再設定の際は借主に申し上げておくべきかなと、指導としてはいいのかなと、そんな気がします。

議 長（力石堅太郎君）今後の聴き取りについては、そのへんを検討して指導していきたいと思いますし、皆さんも担当することがあると思いますので、その時はきちんと聴き取り、審議していただきたいと思います。

議 長（力石堅太郎君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第44号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）35ページをお願いします。議案第45号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。36ページお願いいたします。賃借権の設定が2件7筆、19,533平方メートルです。26番27番は経営転換協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は全て10年間となっております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）37ページをお願いします。議案第46号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。7番 野崎 さち子 委員、お願いします。

報告委員（野崎さち子君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は申請番号30番から37番までの8件です。申請番号30番32番34番はともに自己住宅の建築です。このうち申請番号32番は33番と一体の事業で進入路の整備を併せて行います。申請番号31番は2区画の宅地分譲を行います。申請番号35番は農業用倉庫の建築ですが、平成20年に農地転用の許可を受けずに建築したことから、今回始末書付での申請となります。申請番号36番は駐車場の整備です。新規事業の展開に伴い、駐車場が不足することから、会社の隣接地を買い取り、駐車場にするものです。40ページの申請番号37番は太陽光発電施設の設置で、共有地を含む地権者9名の農地に地上権を設定します。次に農地区分についてですが、申請番号30番から33番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号34番は第1種農地ですが集落に接続して設置されるものであるから、不許可の例外となります。申請番号35番から37番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）野崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）補足説明いたします。30番の場所は市内西二十二番町の六郷会館から北東に100メートル進んだところになります。31番の場所は東十五番町の有限会社大柳新聞店北側道路を東へ750メートル進んだ道路の北側です。32番33番は同一場所で、十和田警察署から南へ向かい、用水路付近にある館坂整骨院駐車場の南側です。34番の場所は六日町生活改善センターから北東に

280メートル進んだ地点です。39ページ35番の場所は大不動集会所から北東に150メートル進んだ地点です。36番の場所は大沢田池ノ平にあります、 の南側隣接地です。40ページです。37番の場所は相坂高見にあります、大山建設株式会社の資材置場の東側になります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）41ページをお願いします。議案第47号、十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について承認を求める件でございます。42ページをお願いいたします。農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定する農地等の利用の推進に関する指針は、当該地域の農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針の策定に努めなければならないことになっております。また、指針には次の3点について、具体的な数値目標と推進方法を定めなければなりません。1点目は遊休農地の発生防止・解消について。2点目は担い手への農地利用の集積・集約化について。3点目は新規参入の促進について。この3点について、具体的な数値目標と推進方法を定めるということがあります。次に、農業委員会等に関する法律第7条第2項により、指針を策定する場合は、農業委員会は推進委員の意見を聴くことが義務付けられております。今回の指針案作成にあたっては、事務局で全国農業会議所の参考例を基に指針案を作成し、その指針案を農業委員及び推進委員にお示しし、意見・要望を求め、出された意見・要望を踏まえて作成しました。なお、説明につきましては事前に指針案を皆さまに提示しておりますので、詳しい説明は省略させていただきまして、追加した部分と具体的な数値目標のみの説明とさせていただきます。また、農地面積並びに数値目標等については農林畜産課と事前に協議した数値を載せております。それでは最初に、追加した部分について説明いたしま

す。42ページ中段に、また、国が定める「食料・農業・農村基本計画」では、平成37年度の食料自給率の目標をカロリーベースで45パーセントと設定している。自給率向上のためには、農業生産の基盤であり食料の安定供給の基となる農地を効率的に利用することが重要である。この4行を追加いたしました。同じく追加部分ですけれども、45ページの⑤担い手の育成・支援について。受け手となる担い手の育成と確保が重要であることから、小規模農家も含めて担い手の経営改善の取組みが円滑に進むよう市と連携して支援することにより、市全体の担い手の底上げを図る。この⑤の部分を追加いたしました。次に具体的な数値目標についてご説明いたします。43ページ、1. 遊休農地の発生防止・解消について。(1) 遊休農地の解消目標。管内の農地面積12,400ヘクタール、遊休農地の現状、43.8ヘクタール、遊休農地の割合が0.35パーセントであります。3年後の目標といたしまして、30.9ヘクタール、遊休農地の割合0.25パーセント。35年の目標といたしまして、遊休農地の面積18ヘクタール、遊休農地の割合0.15パーセントというふうに毎年4.3ヘクタールずつを解消して、将来的にはゼロを目指したいというふうに考えております。(2)の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については省略させていただきます。次に44ページお願いいたします。2. 担い手への農地利用の集積・集約化について。(1) 担い手への農地利用集積目標でありますけれども、現状の集積面積8,007ヘクタール、集積率64.57パーセント。これを3年後の目標といたしまして、8,990ヘクタール、集積率72.50パーセント。35年には、9,920ヘクタール、集積率80パーセント。担い手の農地利用集積率が国の目標値80パーセントと定めていますので、出来れば80パーセントを目指していきたいと。このためには、毎年2.5パーセントずつの集積率向上を目指していきたいと考えております。45ページの具体的な推進方法を省略させていただきます。46ページお願いいたします。3. 新規参入の促進について。(1) 新規参入の促進目標。現状は新規参入者3人、3ヘクタール。3年後には5人、7ヘクタール。目標であります、35年では8人、10ヘクタールと法人、1法人1ヘクタールというふうに設定いたしました。この数字も農林畜産課との協議の上の設定であります。なお、この指針につきましては、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしております。以上で説明を終わります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第47号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをおもひまして、平成29年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時48分 —————